

第7回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

・2022年11月14日（月）午前10時00分～午前11時00分

於 町田市役所2階 会議室2-2

・出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、渡邊、風間、佐藤、
手島、石井、水町——14名

・欠席委員 0名

・会議公開又は非公開の別 公開

・傍聴者数 0名

午前10時00分開始

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2022年度第7回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

出席委員、皆さんおそろいでございますので、3分の2以上でございますことから、審議会の運営規則第2条第2項に基づきまして当審議会が開催できますことをご報告いたします。

それでは、本日ご審議いただく案件については、諮問10件、報告2件でございます。また、個人情報保護法改正対応の説明も予定してございます。

資料については、事前にお送りしました資料番号1から12をご覧ください。

また、本日、皆様のお席には資料8の追加と差替え、追加として資料13、14を置いてございます。ご確認をお願いします。

また、資料1、前回の会議録について、最初に誤って9月分をお送りしてしまいました。大変申し訳ございません。ご指摘の連絡をくださった委員の皆様、どうもありがとうございます。

また、資料1のところで、手島委員のお名前を書くべきところを前任の委員さんのお名前にしてしまっています。後ほど議題の1のところで、このほかに何かご指摘事項等があれば教えていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

事務局からは以上でございます。

それでは、川野会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。

それでは、議題の１、2022年度第6回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございます。今申し上げましたように、資料の１は差替えになっておりまして、10月の会議録になっておりますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 それでは、これで確定させていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の２、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 生涯学習部図書館担当課長をしております本郷と申します。よろしくお願いします。

担当者 同じく生涯学習部図書館企画・地域支援係、廣瀬と申します。よろしくお願いします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料２、「図書館利用普及事業」業務における個人情報業務登録票の変更についてご説明させていただきます。

資料の２ページ目をご覧ください。

「図書館利用普及事業」業務では、10月から11月にかけて、スマートフォンを使ったことがないという方に対して、はじめてのスマホ体験という講座を行いました。この講座は、実際にスマートフォンを触りながら講師に操作を教わることができる講座で、応募者がとても多かったため、抽選で参加者を決めたところでございます。

そこで、現在の登録票を見直しましたところ、「対象となる個人の範囲」に「応募者」が含まれていなかったことから、実態に合わせた修正を今回行うものでございます。業務の修正が遅れてしまい、申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。「応募者」が抜けていたということです。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして教育長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでござ

ございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の3、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 政策経営部企画政策課長の唐澤と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく企画政策課担当課長の林と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく企画政策課担当係長の秋山と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく企画政策課主任の高木と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料3、1、「避難者支援（取りまとめ）」業務の業務登録について、2、「いじめ問題調査委員会」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について、3、「公共施設等マネジメント」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

今年2月に端を発しておりますウクライナ情勢によって避難を余儀なくされた方々を町田市でも受け入れているところでございます。このウクライナ問題に限らず、災害等で被災し、市内に避難してこられた方々に対し、その生活状況を把握し、生活状況に応じた適切な支援を行う環境を整えるため、「避難者支援（取りまとめ）」業務を設定いたします。

3ページをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、「災害等で被災した避難者」、「避難者を受け入れている市民」、「避難者を受け入れている団体の代表者」、避難者の「保証人」でございます。

「他の業務からの収集」として6つの業務を設定しております。

また、「他機関等からの収集」として5つの関係機関を設定しております。

4ページをご覧ください。

登録する個人情報の項目としては、生活状況の把握に必要な最低限の情報としておりますが、避難者の年代や属性が多岐にわたるため、それに対応した項目を収集

いたします。

5 ページから 10 ページをご覧ください。

5 ページは、各課共通の「災害等避難者支援」業務から目的外利用するものです。なお、各課共通「災害等避難者支援」業務では、主として災害等で避難されてきた方の名簿を受け付けるための業務として登録しています。

6 ページをご覧ください。

6 ページは、市民課及び各市民センターの「住民基本台帳」業務、続いて、7 ページは「在留管理」業務からの目的外利用で、避難者及び支援者の特定をするために収集するものでございます。

続いて、8 ページ目は学務課の「就学」業務、9 ページ、10 ページは、小学校、中学校の「生活指導」業務からの目的外利用で、避難者に小中学生が含まれる場合、状況を確認し、支援の検討を行うため収集するものでございます。

11 ページをご覧ください。

避難者が市外に転出した場合に、支援状況を他市区町村に情報提供するため登録するものです。

12 ページをご覧ください。

同じく避難者が市外に転出した場合に、支援状況を転出先自治体の避難者支援団体に情報提供するため登録するものです。

13 ページをご覧ください。

避難者に対し支援物品を貸与する事業を行う事業者に対し、貸与物品の適正管理に必要な情報を外部提供するため登録するものです。

続いて、16 ページをご覧ください。

2 つ目の「いじめ問題調査委員会」業務に係る案件でございます。この業務におきまして、調査資料として学習指導要録の提供を受けるため、登録票を整備するものです。小学校の「教育活動」業務から目的外利用を行う個人情報項目を追加する変更でございます。調査を行う上で必要な「学業成績」と「所見」の項目を追加し、「利用・提供の方法」に「閲覧」及び「文書による通知、複写」を追加するものでございます。

ページを戻りまして、15 ページをご覧ください。

「所見」の「収集の目的」欄ですが、校長の所見に限定している記載を削除しま

す。今回収集する要録には担任の所見が記載されているためでございます。

続きまして、17 ページをご覧ください。

3 点目の「公共施設等マネジメント」業務に関連するものでございます。この業務において、説明会、意見交換会、連絡会及び市民意見募集を新たに実施するため、必要な個人情報を登録するものです。

「業務の目的」に「説明会、意見交換会、連絡会」、「及び市民意見募集の実施」を追加し、「対象となる個人の範囲」に説明会等の参加者や市民意見募集への意見提出者等を追加いたします。

また、「他の業務からの収集」の個人情報の目的外利用に「町内会・自治会」業務を追加いたします。

19 ページをご覧ください。

市民協働推進課の「町内会・自治会」業務から説明会や意見交換会等の参加者を推薦していただくに当たり、参加者及び推薦者である町内会・自治会の役員、会員の個人情報を目的外利用することについて登録するものでございます。

20 ページをご覧ください。

電子メールによる処理に説明会や意見交換会参加者を追加するものです。

21 ページをご覧ください。

市民意見募集への意見の受領等を電子メールで行うに当たり、必要な個人情報を登録するものです。

22 ページへ進みます。

市民意見募集への意見の受領等をファクシミリ等で行うに当たり、必要な個人情報を登録するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

小 林 1 番目の「避難者支援」業務の登録に関して伺います。

東日本大震災から 11 年経ております。今、東北地区からいまだに避難されておられる方はおおよそどれくらいなのか。あるいは、国内で東北以外の地震、例えば熊本とか、そういったところから来られている方がどれくらいおられるのか。あるいは、直近のことで言えばウクライナから来られている方、概数で結構なので、もしわかれば教えていただきたいと思います。

担当者 ただいまの質問にお答えいたします。まず、東日本大震災とそれ以外の熊本地震などの避難者については、恐れ入りますが、企画政策課のほうでは数字は把握をしておりません。ウクライナの避難者に関しましては、現時点で4名の方がいらっしゃいます。以上です。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、3つの別々のことでございますけれども、企画政策課ですから、これだけ仕事の範囲が広いということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 財務部納税課債権対策担当課長の小山と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく統括係長兼債権対策係長の河手と申します。よろしくお願いします。

担当者 同じく主任の島田と申します。よろしくお願いします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 では、資料4、「市債権徴収一元化」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用についてご説明させていただきます。

納税課におきましては、市税の滞納整理業務におきまして、ショートメッセージサービスを利用した催告を導入しており、「市債権徴収一元化」業務において取り扱っている市税以外の債権につきましても同様に効果的な催告を行い、早期に滞納を解消していただくための手法として既に使用しているところでございます。今回、新たに学校給食費につきましてもショートメッセージサービスを利用した催告を実施することに伴う登録となります。

4ページをお開きください。

ショートメッセージサービスを利用した催告を行うに当たり、取り扱う債権が増えることとなるため、(5)「財産・収入に関する項目」に「学校徴収金(給食費)」を追加するものです。

5 ページをお開きください。

こちらにもショートメッセージサービスを利用するに当たり、新たに取り扱う債権を追加するものとなります。

6 ページをお開きください。

「学校給食」業務の情報をもとに、納税課のショートメッセージサービスを利用した催告を行うため、新たに目的外利用の登録を行うものとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしいでしょうか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

SMSを使つての催告というのが、ほかはもうおやりになっているわけでしょうけれども、また新たに学校給食につきましてもこれを行うということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。各課共通ですね。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部市民協働推進課長の石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当者 同じく市民部市民協働推進課統括係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 地域福祉部福祉総務課長の深沢と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく地域福祉部福祉総務課担当係長の三沢と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料5、1、「地域ホッとプラン（リーディングプロジェクト）」業務の業務登録について、2、「番号連携」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更についてご説明させていただきます。

先に、1、「地域ホッとプラン（リーディングプロジェクト）」業務から説明いたします。14 ページをご覧ください。

近年、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化により、地域コミュニティの希

薄化、担い手不足が進むとともに、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化、複合化した困りごとを抱える人が誰にも相談できずに孤立し、公的な支援につながっていくことができないという問題が発生しております。

こうした背景を踏まえ、地域コミュニティの希薄化と暮らしの困りごとを、市民、地域活動団体、事業者、市、みんなで解決していくことをねらいとして、市は 2022 年 3 月に町田市地域ホッとプランを策定いたしました。この町田市地域ホッとプランは、「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を基本理念とし、協働による地域社会づくりと地域福祉を一体的に推進する内容となっております。

この町田市地域ホッとプランの中で 2 つのリーディングプロジェクトを設定しております。1、「地域の『やりたい』をかなえつづけるプロジェクト」、2、「困りごとをなくそうプロジェクト」の 2 つでございます。

15 ページをご覧ください。

1、「地域の『やりたい』をかなえつづけるプロジェクト」では、地域活動に関する相談やまちづくりに関するアイデア等を受け付け、関係機関のコーディネートとのニーズのマッチングを進めて、課題解決に向けた地域主体の取組を実施していきます。

16 ページをご覧ください。

2、「困りごとをなくそうプロジェクト」では、多様な相談を身近な相談支援機関で受け止め、適切な相談支援機関につないだり、あるいは相談支援機関同士が連携して困りごとの支援を行っていく包括的な相談支援体制の構築を行っていきます。この中には、何らかの事情で支援を必要としながらも声を上げられない人や、みずから抱える問題を認識していない人等の潜在的な相談者を発見して、必要な支援につなげていくことや、地域におけるさまざまな地域資源とマッチングして、地域における居場所づくりを図っていく取組も含まれています。

「困りごとをなくそうプロジェクト」について、相原町、小山町、小山ヶ丘で 2023 年 1 月からモデル事業として開始いたしますので、2 つのプロジェクトの一体的な実施に必要な個人情報を収集します。

戻りまして、5 ページをご覧ください。

組織横断的に支援を行うため、各課共通での登録といたしましたが、今回取り扱

う個人情報が多岐にわたるため、一覧に記載されている関係課に情報の取り扱いを限定いたします。

8 ページから 10 ページをご覧ください。

外部の高齢者支援センター、障がい者支援センター、地域活動サポートオフィスでも必要な情報に限定して共有し、適切な支援を行えるようにいたします。

12 ページをご覧ください。

包括的相談支援受託業者に相談の受け付け、また、相談者、支援対象者に対して適切な支援を行う業務を委託いたします。

続きまして、2、「番号連携」業務についてご説明いたします。

18 ページをご覧ください。

こちらは、番号連携を利用して公金受取り講座の情報を収集するため、取り扱う項目を増やすものです。

(1)「基本的項目」、①「氏名（宛名番号）」の「(宛名番号)」の文言を削除いたします。これは、宛名番号だけでなく、口座名義人の氏名を収集するからです。

(5)「財産・収入に関する項目」に「金融機関名」、「口座番号」を追加いたします。

21 ページ、22 ページをご覧ください。

「児童手当（2012 年創設）」、「児童扶養手当」業務で登録が漏れていたため、修正いたします。申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件、各課共通ですので、市長、教育長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、農業委員会会長、固定資産評価審査委員会委員長、病院事業管理者、市議会議長、以上の諮問につきまして承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 6 と 7、諮問と報告を一括で審議させていただきます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 学校教育部指導課担当課長、遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく指導課管理係係長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく指導課指導主事、山田と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料6、「児童・生徒作品公募」業務の業務登録について、資料7、「交通安全ポスターコンテスト」業務の廃止についてご説明いたします。

初めに、資料6の3ページをご覧ください。

「児童・生徒作品公募」業務では、市内の小中学生を対象とした作品公募を行い、受賞した作品を広報紙「まちだの教育」に掲載したり、市の施設内に掲示したりすることで子どもたちに興味・関心を持たせ、また、市民に業務を広く周知したいと考えております。

現在、市内の小中学生を対象とした朝食レシピコンテストを開催しているため、登録票を見直したところ、業務の登録がなかったことがわかりましたので、新規で登録するものです。審議会への諮問が遅くなり、大変申し訳ございませんでした。

4ページをご覧ください。

対象となる市内の小中学生及び保育園、認定こども園、幼稚園の園児からも作品の募集を行うことがございますので、「氏名」等の基本的な情報を収集いたします。

また、(1)、⑬の「電子メールアドレス」は、市内の保育園等から応募があった際に、園とのやりとりをする担当者の電子メールアドレスとなっております。

続いて、10ページから15ページをご覧ください。

こちらの登録票は作品を収集するための登録票になります。

戻りまして、5ページから9ページをご覧ください。

こちらの登録票は、受賞者の情報を小・中学校などに提供し、受賞者の作品を掲示してもらうためのものです。受賞者の作品掲示等については、対象者が未成年であることから、保護者から同意を求めます。

16ページ、17ページをご覧ください。

入賞作品を「まちだの教育」及びホームページに掲載するためのものがございます。

18ページをご覧ください。

こちらのコンピュータ処理等登録票は、法人立保育園、認定こども園、私立幼稚園との間で応募者の情報をやりとりするためのものがございます。

次に、資料7の廃止をご覧ください。

「交通安全ポスターコンテスト」業務につきましては、ただいまお諮りいたしました「児童・生徒作品公募」に統合いたしますので、これを廃止いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、議題の6と7、一括で審議いたしますが、ご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

まず、議題の6の「児童・生徒作品公募」業務の業務登録につきまして、教育長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の7、これは「交通安全ポスターコンテスト」業務を「児童・生徒作品公募」業務に統合するため廃止するということでございますので、教育長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の8になります。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部障がい福祉課長の金子と申します。

担当者 同じく障がい福祉課福祉係主任の藤原と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 最初に、本日配付いたしました資料8の差替え、資料8の追加をご用意ください。資料8の2ページの差替えをしてください。また、資料8の4ページの次に4ー2ページを追加していただきたいと思います。今回、諮問するに当たり見直しをしたところ、不足がありましたので修正するものです。大変ご迷惑をおかけしました。

それでは、資料8、「心身障害者医療費助成」、「心身障害者福祉手当」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等についてご説

明させていただきます。

「心身障害者医療費助成」業務では、市が重度障がい者の方を対象に医療費の一部を助成しており、医療保険が適用できる医療費について、住民税課税者は1割負担、非課税者は負担なしとなる受給者証を交付しています。また、「心身障害者福祉手当」業務では、同じく重度障がい者の方を対象に定額の手当を支給する業務であり、月当たり1万5,500円を4か月ごとにまとめて支給しております。

今回の諮問は、番号連携により「心身障害者医療費助成」業務と「心身障害者福祉手当」業務のそれぞれについて、申請や届出時に必要な情報を収集することができるようにするために行うものです。主に地方税情報を含む所得情報を収集することで、転入者等がこれまで提出していた税証明の提出が不要になり、対象者の負担軽減を図ることを目的としております。

それでは、2ページの差替えと3ページをご覧ください。

「心身障害者医療費助成」業務において、番号連携を行うために必要な項目を追加いたします。なお、「対象となる個人の範囲」の「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」については、登録票を見直したところ、実態と合っていなかったため追加するものです。

4ページをご覧ください。

ページ下部の「利用・提供に係る個人情報の項目」では、「心身障害者医療費助成」業務の資格審査や支給申請において目的外利用を行う項目を挙げています。

追加しました4-2ページをご覧ください。

先ほど追加した精神障害者保健福祉手帳1級所持者の情報を目的外利用するものです。

5ページから6ページをご覧ください。

こちらは、対象者の個人番号を含む本人確認情報を確認するために住民基本台帳を目的外利用するとともに、システムを用いて検索するものです。

続いて、7ページから11ページをご覧ください。

「心身障害者福祉手当」業務においても、「心身障害者医療費助成」業務と同様に、番号連携を行うために必要な項目及び登録票を追加します。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

中 ちょっと教えてほしいんですけども、この「障害者」の「害」という字を漢字にしたり平仮名にしているけれども、これはどういうふうに区別しているのか教えていただければ。

担当者 「障害者」については、「害」の字が、害虫ですとか、害魚ですとか、ちょっとよくない漢字を使っているのもう 30 年以上前だと思うんですけども、人に関わる「害」の字は「障がい者」と平仮名にするということを市のほうで決めております。ただし、法律とか制度のものについてはその名称をそのまま使うことになっておりますので、今回の制度の心身障害者福祉手当だとか、医療費助成のほうはその制度名として「害」を漢字で用いているということでございます。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

用語法については町田市独自のそれがありますので、それに従ってやっているということでございます。

ということで、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 9、諮問でございます。

続けてお願いします。

担当者 それでは、資料 9、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（「心身障害者医療費助成事務」及び「心身障害者福祉手当事務」）についてご説明させていただきます。

今回の諮問は、個人番号を含む特定個人情報を新たに利用する「心身障害者医療費助成事務」及び「心身障害者福祉手当事務」について作成した特定個人情報保護評価書を点検していただくものです。

心身障害者医療費助成事務についてご説明いたします。3 ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅰ「関連情報」は、心身障害者医療費助成事務の概要を記載したものです。当該医療費助成事務では、受給者証の交付申請や医療費の助成の申請の際に、住民情報や所得情報、健康保険情報などを照会するため、特定個人情報ファイ

ルを使用します。

この事務で取り扱う特定個人情報ファイルの名称は「心身障害者医療費助成ファイル」とし、福祉システム、宛名システム兼連携システム、中間サーバーを使用します。

なお、この事務は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例に規定する個人番号利用事務、いわゆる地方公共団体の独自利用事務に当たり、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う予定です。情報連携の主な相手方は受給者の前住所地の自治体であり、主な連携内容は所得情報となります。

4 ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱ及びローマ数字Ⅲは、しきい値判断に関する記載です。心身障害者医療費助成事務の対象人数は1,000人以上1万人未満、取扱者数は約500人未満に該当するため、基礎項目評価の対象となります。

続いて、心身障害者福祉手当事務についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅰ「関連情報」は、心身障害者福祉手当事務の概要を記載したものです。当該手当事務では、受給資格の認定や、住所、氏名の変更の届出の際に住民情報や所得情報などを照会するため、特定個人情報ファイルを使用します。

この事務で取り扱う特定個人情報ファイルの名称は「心身障害者福祉手当ファイル」とし、福祉システム、宛名システム兼連携システム、中間サーバーを使用します。

なお、この事務も独自利用事務に当たるため、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う予定です。

9 ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱ及び10ページのローマ数字Ⅲは、しきい値判断に関する記載です。心身障害者福祉手当事務の対象人数は1,000人以上1万人未満、取扱者数は約500人未満に該当するため、基礎項目評価の対象となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この「心身障害者医療費助成事務」及び「心身障害者福祉手当事務」

に関する特定個人情報保護評価、市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 10、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 地域福祉部生活援護課生活援護担当課長の中村です。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく生活援護課の屋代と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 資料 10、「住民税非課税世帯等給付金」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供についてご説明させていただきます。

本業務は、価格高騰の影響を受けている非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 5 万円の緊急支援給付金を支給する業務です。令和 4 年春から行っております臨時特別給付金の業務の 1 つとして追加されたことから、登録票の名称や内容の変更を行うものです。

それでは、2 ページをご覧ください。

主に非課税世帯等を支給対象とする給付金のため、業務名称を「住民税非課税世帯等給付金」に変更します。

また、緊急支援給付金に関する「業務の目的」と「対象となる個人の範囲」を追加しました。

次に、4 ページから 6 ページをご覧ください。

「市税徴収」業務等で、臨時特別給付金と同様に、緊急支援給付金を滞納整理に充てないための理由を追加します。

次に、7 ページをご覧ください。

期間中に転入した対象世帯の緊急支援給付金の重複給付を避けるため、各市町村に支給状況等の外部提供を行います。

次に、8 ページをご覧ください。

臨時特別給付金と同じシステムを用いるため、「コンピュータ処理等の目的」に

緊急支援給付金の業務内容を追加しました。

最後に、9 ページをご覧ください。

緊急支援給付金業務にも対応するため、外部委託等の期間を延長します。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、議題の 10 につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、ここにありますとおり、「価格高騰緊急支援給付金」が追加になったわけでございますので、市民のためになることでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。

続きまして、議題の 11、諮問でございます。

続けてお願いいたします。

担当者 続きまして、資料 11、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（価格高騰緊急支援給付金事務）についてご説明させていただきます。

社会保障税番号制度では、市町村が個人番号を含む情報を保有しようとするときには、特定個人情報保護評価書を作成し、それに基づき情報システムを構築するよう定めています。そして、国の個人情報保護委員会に提出するとともに、評価書を公表するという手続を踏みます。

それでは、3 ページをお開きください。

ローマ数字Ⅰ「関連情報」は、価格高騰緊急支援給付金事務の概要を記載したものです。価格高騰緊急支援給付金事務では、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び事務処理を行うため、特定個人情報ファイルを使用します。

この事務で取り扱う個人情報ファイルの名称は「価格高騰緊急支援給付金情報ファイル」とし、給付金管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システムを使用します。

次に、4 ページをお開きください。

ローマ数字Ⅱ及びⅢは、しきい値判断に関する記載でございます。価格高騰緊急

支援給付金事務の対象人数は1万人以上10万人未満、特定個人情報ファイル取扱者数は500人未満に該当するため、基礎項目評価の対象とするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

ローマ数字Ⅳ「リスク対策」に関する記載でございます。特定個人情報を扱う際のリスク対策で、情報を入手する際のリスク、使用する際のリスク、保管や消去の際のリスクと、それぞれの場面でのリスク分析と対策を記載してございます。手順に沿ってリスクへの対策を評価し、すべて十分であるという結果が出ております。また、従業者に対する教育・啓発についても十分に行っているという結果が出ております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、先ほど議題の10で行われました新しい給付金、価格高騰緊急支援給付金の事務についての評価でございますので、本件につきましても市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の12、諮問でございます。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 総務部職員課人事係担当係長の鐘ヶ江と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく職員課人事係担当係長の進藤と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料12、「人事」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供についてご説明いたします。

初めに、今回の諮問は、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項による捜査関係事項に係る照会があり、職員課の「人事」業務で扱っている職員の個人情報について提供する必要があったため、外部提供の登録を行うものです。

なお、迅速な捜査協力の必要性の観点から、請求内容の正当性、請求項目の合理性を認めた上で、既に捜査機関への職員の個人情報の提供を行っております。審議会への諮問が事後となり、申し訳ありません。

それでは、3 ページをご覧ください。

「人事」の個人情報業務登録票に「相談内容」を追加いたしました。これは、今回の登録に伴い登録票の精査をしたところ、不足がございましたので追加したものです。

次に、4 ページをご覧ください。

捜査機関への提供に当たっては、請求内容が正当なものであり、請求項目が合理的なものと認められるときに限り、項目内容を最小限提供するものといたします。また、文書による照会に対し、相手方を確認した上で文書回答を行うものとします。

「利用・提供に係る個人情報の項目」については25 項目としています。捜査に必要であると考えられる項目を精査の上、選択いたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件、捜査協力でありますので、答申におきまして従前のとおり慎重に対処してほしいというものをつけ加えて市長諮問に答申したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。事務局、よろしくお願いいたします。

本件はこれで終わりにいたします。どうもご苦労さまでした。

続きまして、議題の13、報告でございます。

それでは、説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 総務部市政情報課、山崎と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 資料13、町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の規定に基づく報告についてご説明いたします。

本報告は、町田市における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第9条第1項に基づき、実施機関が受けた報告をまとめたものです。

それでは、2 ページから4 ページ、A3 の表をご覧ください。2021 年4 月1 日から2022 年3 月31 日までの1 年間の設置管理状況でございます。

まず、設置状況ですが、29 課、小・中学校 62 校の 173 施設に防犯カメラを設置しております。設置台数は全体で 1,380 台でございます。

新規設置の列をご覧ください。網かけになっているところは、2021 年度中に新規に設置した防犯カメラの台数になります。合計で 78 台でございます。

防犯カメラ設置表示についてですが、85 行目をご覧ください。公園緑地課の薬師池公園四季彩の杜西園カフェ・レストランですが、現在、設置表示は「なし」になっております。こちらについては、現在、防犯カメラの設置の表示をするよう連絡をしているところでございます。

次に、外部提供についてです。警察署への外部提供が 109 件になります。内容でございますが、窃盗事件、特殊詐欺事件などの照会です。すべてが犯罪捜査の目的による照会というものでございます。

いずれの案件にしましても、刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査事項照会によるものでございまして、形式要件、実体要件を満たしたものに対して最小限の提供が行われたことを確認しています。

報告は以上でございます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。今初めて見た方が多いと思いますので。

小 林 今、手元に資料がないのでお伺いしたいんですが、この外部提供ですね。この数が今 109 件という報告がございましたけれども、その 1 年前、2 年前、3 年間ぐらいでどのように推移しているんでしょうか。データがありましたら教えてください。

事務局 すみません。手元に前年度と前々年度の資料がございませんので、次回報告させていただきます。

小 林 はい。了解しました。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。

渡 邊 113 番の外部提供に「町田警察署他」と書いてあるけれども、「他」はどのようなところかわかりますでしょうか。

事務局 こちらは町田警察署以外の警察署です。南大沢警察署とか、ほかの警察署からの捜査事項照会があったということです。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。

では、これでご質問を打ち切ってよろしいでしょうか。

ということで、本件につきまして市長報告どおり承認したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 14、個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について、事務局でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 総務部市政情報課の芥川です。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 資料 14、2022 年第 4 回定例会に上程する条例案についてご説明させていただきます。

来年 4 月の個人情報保護法改正に向けて、これまで審議会においてさまざまなご意見をいただけてきました。それらを踏まえて、今月末から始まる市議会に資料に記載した 1 から 7 までの条例を上程いたしますので、その案をご報告させていただきます。

1 ページをご覧ください。

1、町田市個人情報保護法施行条例について説明します。個人情報の基本的な取扱いなどは個人情報保護法の法律のほうに規定されているため、条例には手数料や開示の期限など、法から委任を受けた部分について規定いたします。この条例の附則で、現行の町田市個人情報保護条例と町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例を廃止します。

続いて、2、町田市情報公開条例の一部を改正する条例について説明します。個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度に変更が生じた部分について、情報公開制度もそれに合わせて規定を変更するものです。

(1)非公開情報については、図をご覧ください。現在は公文書公開請求を受けた際に、右側の第 1 号から第 6 号までに該当する情報について非公開としています。それを改正法に合わせて、左側の第 1 号から第 4 号までに集約します。号数は少なくなりますが、図で示したとおり、文言に表されない非公開情報についても新たな枠組みで包含できるので、実質的には非公開とする範囲に変更はありません。

(5)の手数料については、お客様が負担する金額に変更はありませんが、市がこれまで雑費として収入していたものを手数料に変更するという内容です。

続いて、2ページをご覧ください。

3、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例について説明いたします。こちらは、法の趣旨を踏まえて、所掌事務と委員構成を改めるものです。

(1)所掌事務については審議会条例には細かいことは定めず、個人情報保護法関連の所掌事務については、町田市個人情報保護法施行条例の第10条に規定します。この規定については、国や都の案を参考にしながら文言を整えたものです。実際の諮問案件や報告案件につきましては、前回、前々回の審議会で議論していただいております。

以上の1番から3番までの条例については、こちらの審議会と深く関わりがあるため、条例案の全文を4ページ以降に添付しております。

続いて、4、町田市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

町田市個人情報保護条例が廃止されることとなったため、指定管理者に関する条例で規定していた個人情報の保護に関する条文を削除するためのものです。

次に、5、町田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例について説明します。審議会等の会議については、基本的に公開の会議として傍聴を受け入れ、会議の資料を閲覧できるようにしているところですが、内容によっては非公開とする場合があります。その非公開要件を今回の情報公開条例の改正内容に合わせるものです。

最後に、6、町田市情報公開・個人情報保護審査会条例と、7、町田市行政不服審査会条例についてまとめて説明いたします。こちらは法改正とは直接影響はないのですが、制度全体の見直しの中で体制を改めるものです。

現在、市が行った行政処分に対して市民が不服申立てをすると、町田市行政不服審査会が審査を行っています。この審査について、公文書公開に関する決定や個人情報の開示決定に関する不服申立てについては、新たに町田市情報公開・個人情報保護審査会を設置し、そちらで審査をすることにします。税金の決定など情報関係以外の一般行政処分については、町田市行政不服審査会において審査をするように

担当案件を整理するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。

こちらでも今ご覧になったところでございますが、ご質問はありますでしょうか。
よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、何かありましたら、また今後、事務局のほうに言っていただきたいと思いますのですが、本日のところは基本的にこのように、7つの条例を新設もしくは改正することで進めていくということでございます。また国及び東京都等の動向を踏まえて微妙な調整はあり得ると思いますが、基本的にこのような方向で進んでいくということでございます。来年4月ですね。ということで、よろしゅうございましょうか。

では、今日のところはここまででよろしいかと存じます。どうもありがとうございます。

続きまして、議題の15、その他になります。

事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 先ほど防犯カメラのところでご質問をいただきました。外部提供の件数なんですが、2020年度は124件でございました。その前となると、今手元に数字がございませんので、改めて来月、冒頭で報告をさせていただこうかと思っております。ありがとうございます。

会 長 ということで、議題の13についてはそういうことでございます。

では、改めて議題の15、その他でございます。

事務局 次回のご連絡になります。次回は12月12日（月曜日）、場所はこちらと同じ、町田市役所2階の会議室2-2でございます。皆様、ご予定のほどよろしくお願いいたします。

会 長 12月12日、年内最後になります。

では、本日の審議会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時00分閉会

22町教学セ第779号
2022年11月24日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町田市教育委員会
教育長 坂 本 修 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「障がい児就学相談」業務におけるコンピュータ処理等について

添付書類

・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称		部 課 名 学校教育部教育センター	
障がい児就学相談		管理責任者 学校教育部教育センター所長	
		登録年月日	
システムの名称 オンライン行政手続サービス			
コンピュータ処理等の目的 以下の業務を迅速かつ正確に行うため。 1 新入学または転入学をする障がい児に実施する発達検査の予約・管理 2 入退級、転籍及び転校をする障がい児に実施する発達検査の予約・管理			
コンピュータ処理等の条件 ・ID、パスワードにより操作者を限定する ・業務上必要のない項目は収集しない ・スクリーンセーバーを使用する ・町田市と事業者間の情報交換は、IPアドレスを設定した特定のパソコン環境を使用する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 氏名	1 2	2 4	
2 電話番号	1 3	2 5	
3 学籍	1 4	2 6	
4	1 5	2 7	
5	1 6	2 8	
6	1 7	2 9	
7	1 8	3 0	
8	1 9	3 1	
9	2 0	3 2	
1 0	2 1	3 3	
1 1	2 2	3 4	
	2 3	3 5	
備 考 本システムには、町田市で利用しているSNS「LINE」の町田市公式アカウントから遷移します。「LINE」での個人情報の保有は行いません。			

22町地障第2298号
2022年11月25日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 「障害福祉サービス・障害児通所給付」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について
- 2 「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」「経過的福祉手当（特例的福祉手当）」「特別障害者手当」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について

※変更の理由

番号連携により公金受取口座として登録されている口座情報を収集するため

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報目的外利用登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票 No. 1

業務の名称 障害福祉サービス・障害児通所給付		部 課 名 地域福祉部障がい福祉課			
		管理責任者 地域福祉部障がい福祉課長			
		登録年月日 2006. 1. 16 2006. 9. 11 2007. 1. 15 2007. 6. 11 2007. 9. 10 2010. 9. 13 2012. 9. 10 2013. 5. 13 2014. 10. 20 2015. 9. 14 2015. 11. 9 2016. 3. 14 2019. 4. 8 変更			
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用				
記録廃棄の時期 消滅事由発生後5年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）				
業務廃止の時期	部 課 名		業 務 の 名 称		
業務の目的 障害者総合支援法における自立支援給付（自立支援医療を除く）、児童福祉法における障害児通所支援に係る給付の円滑な運営を図る。	各課共通		番号連携		
	財務部市民税課		市・都民税賦課		
	財務部資産税課		固定資産税・都市計画税賦課		
	財務部納税課		国民健康保険税収納		
	市民部市民課 及び各市民センター		住民基本台帳		
	地域福祉部福祉総務課		成年後見制度利用支援事業		
	地域福祉部生活援護課		生活保護		
対象となる個人の範囲 ① 障害者総合支援法に規定される障害者、児童福祉法に規定される障害児 ② ①の親族又は保護者 ③ ①のかかりつけ医 ④ 障害支援区分認定審査会委員 ⑤ ①に係る成年後見人・保佐人・補助人 ⑥ ⑤が法人の場合その代理人	地域福祉部障がい福祉課		身体障がい児・者記録管理、知的障がい児・者記録管理、精神障がい者生活支援、わさびだ療育園の事業管理、大賀藕絲館の事業管理、美術工芸館の事業管理、療育		
	いきいき生活部保険年金課		国民健康保険 医療給付		
	いきいき生活部介護保険課		介護保険給付管理		
	子ども生活部保育・幼稚園課		保育給付に係る支給認定及び保育所等入所、教育給付に係る支給認定		
	子ども生活部 子ども発達支援課		療育・相談、医療的ケア児・重症心身障がい児実態把握		
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）				
	機 関 名 等		業務の名称又は収集内容		
	特定事業者・施設		利用者管理・助成管理		
	身体障害者更生相談所		支給決定指導・援助		
	知的障害者更生相談所		支給決定指導・援助		
記録の保管方法 ① 文書、電子媒体 ② キャビネット、書庫	精神保健福祉センター		支給決定指導・援助		
	児童相談所		支給決定指導・援助		
	障がい児・者のかかりつけ医		主治医意見書		
保管上の留意点 キャビネット、書庫に施錠	東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課		高額障害児施設給付		
	市区町村（地方公共団体情報システム機構経由）		個人番号を含む本人確認情報		
備 考 本人等以外から収集の際、通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他 ・障害者総合支援法第10条、第12条、第21条第2項、第22条第2項 ・児童福祉法第21条の5の7第2項、第21条の5の21 ・高額障害児施設給付費利用者負担額を確認するため ・番号法第14条第2項に基づき住民基本台帳ネットワークで個人番号を含む本人確認情報を確認するため				

(第1号様式1)

個人情報業務登録票 No. 2

業務の名称 障害福祉サービス・障害児通所給付		部 課 名 地域福祉部障がい福祉課		
		管理責任者 地域福祉部障がい福祉課長		
		登録年月日		
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☐ 随時		収集の方法 ☐ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用		
記録廃棄の時期		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的	都市づくり部住宅課		居住支援協議会	
対象となる個人の範囲				
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）			
			機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
本人等への明示の方法				
記録の保管方法				
保管上の留意点				
備 考		本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他		

(第1号様式2)

業務の名称 障害福祉サービス・障害児通所給付

部 課 名 地域福祉部障がい福祉課

個人情報
記入の項目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
② 個人番号	②は個人番号収集の際	2 支持政党	
③ 住所	の本人確認に使用する	3 宗教	
④ 性別	情報を含む。	4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		⑤ 苦情	
⑥ 電話番号	⑩は、サービスの利用	6	
⑦ 本籍	手続きに際し収集する	7	
⑧ 国籍	必要がある場合のみ収	8	
⑨ 世帯主との続柄	集	9	
⑩ 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ 住民異動年月日		12	
⑬ 異動事由		13	
⑭ 成年後見		14	
⑮ 住民記録システム注意情報		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	④は、障害支援区分認定
3 学歴		3 各種試験成績	審査会委員の資格及び
4 各種団体加入		④ 各種資格	成年後見の送付先登録
5 賞罰		5	時の資格確認のため収
⑥ 利用施設名		6	集
⑦ 自立支援給付		7	
⑧ 加入健康保険		8	
⑨ 加入介護保険		9	
⑩ 取得医療証		10	
⑪ 保育・幼稚園名		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況	②⑩⑫は、利用者負担	② 病歴	④は、成年後見の送付先
③ 納税額等	の減免申請に必要とな	③ 障がいの状況	登録時の資格確認のため
4 取引状況	るため収集	④ 容姿(写真)	収集
⑤ 公的扶助の受給		⑤ 要介護認定審査	
6 各種貸付金	⑬は、成年後見の送付	⑥ 病名	
7 住居の間取り・図面	先登録の該当課確認及	⑦ 医療機関名	
⑧ 金融機関名	び番号連携のため収集	⑧ 障がい認定審査	
⑨ 口座番号		9	
⑩ 年金の受給	⑭は、成年後見の送付	10	
⑪ 土地の状況	先登録の該当課確認の	11	
⑫ 建物の状況	ため収集	12	
⑬ 手当の受給		13	
⑭ 支給金額(助成の事実)		14	
⑮ 自己負担額		15	

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 番号連携		部 課 名 各課共通																																																	
		管理責任者 各課長																																																	
		登録年月日 2017.6.12																																																	
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 通年																																																	
利用・提供先	名 称 地域福祉部障がい福祉課	利用・提供の方法 1 閲 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 (業務システム、中間サーバ) 4 その他																																																	
	業務の名称 障がい福祉サービス・障害児通所給付																																																		
	管理責任者 地域福祉部障がい福祉課長	利用・提供の条件 利用目的外の利用を禁止する。 番号法に準拠する。																																																	
利用・提供の目的又は理由 情報提供ネットワークシステムにより取得した特定個人情報を個人番号利用事務で利用するため。																																																			
利用・提供の法令等の根拠 番号法第19条第7号及び第8号																																																			
<table border="0"> <tr> <td>利用・提供に係る個人情報の項目</td> <td>1 2</td> <td>口座番号</td> <td>2 4</td> </tr> <tr> <td>1 氏名</td> <td>1 3</td> <td>手当の受給</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>2 個人番号</td> <td>1 4</td> <td>障がいの状況</td> <td>2 6</td> </tr> <tr> <td>3 世帯主との続柄</td> <td>1 5</td> <td>その他番号法に規定する項目</td> <td>2 7</td> </tr> <tr> <td>4 加入健康保険</td> <td>1 6</td> <td></td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>5 取得医療証</td> <td>1 7</td> <td></td> <td>2 9</td> </tr> <tr> <td>6 加入介護保険</td> <td>1 8</td> <td></td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>7 利用施設名</td> <td>1 9</td> <td></td> <td>3 1</td> </tr> <tr> <td>8 自立支援給付</td> <td>2 0</td> <td></td> <td>3 2</td> </tr> <tr> <td>9 納税額等</td> <td>2 1</td> <td></td> <td>3 3</td> </tr> <tr> <td>1 0 公的扶助の受給</td> <td>2 2</td> <td></td> <td>3 4</td> </tr> <tr> <td>1 1 金融機関名</td> <td>2 3</td> <td></td> <td>3 5</td> </tr> </table>				利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	口座番号	2 4	1 氏名	1 3	手当の受給	2 5	2 個人番号	1 4	障がいの状況	2 6	3 世帯主との続柄	1 5	その他番号法に規定する項目	2 7	4 加入健康保険	1 6		2 8	5 取得医療証	1 7		2 9	6 加入介護保険	1 8		3 0	7 利用施設名	1 9		3 1	8 自立支援給付	2 0		3 2	9 納税額等	2 1		3 3	1 0 公的扶助の受給	2 2		3 4	1 1 金融機関名	2 3		3 5
利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	口座番号	2 4																																																
1 氏名	1 3	手当の受給	2 5																																																
2 個人番号	1 4	障がいの状況	2 6																																																
3 世帯主との続柄	1 5	その他番号法に規定する項目	2 7																																																
4 加入健康保険	1 6		2 8																																																
5 取得医療証	1 7		2 9																																																
6 加入介護保険	1 8		3 0																																																
7 利用施設名	1 9		3 1																																																
8 自立支援給付	2 0		3 2																																																
9 納税額等	2 1		3 3																																																
1 0 公的扶助の受給	2 2		3 4																																																
1 1 金融機関名	2 3		3 5																																																
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成15年法律第27号）																																																			

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 番号連携		部 課 名 各課共通																																					
		管理責任者 各課長																																					
		登録年月日 2019.12.9																																					
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 通年																																					
利用・提供先	名 称 地域福祉部障がい福祉課	利用・提供の方法 1 閲 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 (業務システム、中間サーバ) 4 その他																																					
	業務の名称 特別児童扶養手当																																						
	管理責任者 地域福祉部障がい福祉課長	利用・提供の条件 利用目的外の利用を禁止する。 番号法に準拠する。																																					
利用・提供の目的又は理由 情報提供ネットワークシステムにより取得した特定個人情報を個人番号利用事務で利用するため。																																							
利用・提供の法令等の根拠 番号法第19条第7号																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用・提供に係る個人情報の項目</th> <th>1 2</th> <th>2 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 氏名</td> <td>1 3</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>2 個人番号</td> <td>1 4</td> <td>2 6</td> </tr> <tr> <td>3 世帯主との続柄</td> <td>1 5</td> <td>2 7</td> </tr> <tr> <td>4 納税額等</td> <td>1 6</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>5 公的扶助の受給</td> <td>1 7</td> <td>2 9</td> </tr> <tr> <td>6 金融機関名</td> <td>1 8</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>7 口座番号</td> <td>1 9</td> <td>3 1</td> </tr> <tr> <td>8 手当の受給</td> <td>2 0</td> <td>3 2</td> </tr> <tr> <td>9 障がいの状況</td> <td>2 1</td> <td>3 3</td> </tr> <tr> <td>1 0 その他番号法に規定する項目</td> <td>2 2</td> <td>3 4</td> </tr> <tr> <td>1 1</td> <td>2 3</td> <td>3 5</td> </tr> </tbody> </table>				利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	2 4	1 氏名	1 3	2 5	2 個人番号	1 4	2 6	3 世帯主との続柄	1 5	2 7	4 納税額等	1 6	2 8	5 公的扶助の受給	1 7	2 9	6 金融機関名	1 8	3 0	7 口座番号	1 9	3 1	8 手当の受給	2 0	3 2	9 障がいの状況	2 1	3 3	1 0 その他番号法に規定する項目	2 2	3 4	1 1	2 3	3 5
利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	2 4																																					
1 氏名	1 3	2 5																																					
2 個人番号	1 4	2 6																																					
3 世帯主との続柄	1 5	2 7																																					
4 納税額等	1 6	2 8																																					
5 公的扶助の受給	1 7	2 9																																					
6 金融機関名	1 8	3 0																																					
7 口座番号	1 9	3 1																																					
8 手当の受給	2 0	3 2																																					
9 障がいの状況	2 1	3 3																																					
1 0 その他番号法に規定する項目	2 2	3 4																																					
1 1	2 3	3 5																																					
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成15年法律第27号）																																							

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 番号連携		部 課 名 各課共通																																				
		管理責任者 各課長																																				
		登録年月日 2017.6.12																																				
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 通年																																				
利用・提供先	名 称 地域福祉部障がい福祉課	利用・提供の方法 1 閲 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 (業務システム、中間サーバ) 4 その他																																				
	業務の名称 障害児福祉手当																																					
	管理責任者 地域福祉部障がい福祉課長	利用・提供の条件 利用目的外の利用を禁止する。 番号法に準拠する。																																				
利用・提供の目的又は理由 情報提供ネットワークシステムにより取得した特定個人情報を個人番号利用事務で利用するため。																																						
利用・提供の法令等の根拠 番号法第19条第7号及び第8号																																						
<table border="0"> <tr> <td>利用・提供に係る個人情報の項目</td> <td>1 2</td> <td>2 4</td> </tr> <tr> <td>1 氏名</td> <td>1 3</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>2 個人番号</td> <td>1 4</td> <td>2 6</td> </tr> <tr> <td>3 世帯主との続柄</td> <td>1 5</td> <td>2 7</td> </tr> <tr> <td>4 利用施設名</td> <td>1 6</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>5 自立支援給付</td> <td>1 7</td> <td>2 9</td> </tr> <tr> <td>6 納税額等</td> <td>1 8</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>7 金融機関名</td> <td>1 9</td> <td>3 1</td> </tr> <tr> <td>8 口座番号</td> <td>2 0</td> <td>3 2</td> </tr> <tr> <td>9 手当の受給</td> <td>2 1</td> <td>3 3</td> </tr> <tr> <td>10 障がいの状況</td> <td>2 2</td> <td>3 4</td> </tr> <tr> <td>11 その他番号法に規定する項目</td> <td>2 3</td> <td>3 5</td> </tr> </table>			利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	2 4	1 氏名	1 3	2 5	2 個人番号	1 4	2 6	3 世帯主との続柄	1 5	2 7	4 利用施設名	1 6	2 8	5 自立支援給付	1 7	2 9	6 納税額等	1 8	3 0	7 金融機関名	1 9	3 1	8 口座番号	2 0	3 2	9 手当の受給	2 1	3 3	10 障がいの状況	2 2	3 4	11 その他番号法に規定する項目	2 3	3 5
利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	2 4																																				
1 氏名	1 3	2 5																																				
2 個人番号	1 4	2 6																																				
3 世帯主との続柄	1 5	2 7																																				
4 利用施設名	1 6	2 8																																				
5 自立支援給付	1 7	2 9																																				
6 納税額等	1 8	3 0																																				
7 金融機関名	1 9	3 1																																				
8 口座番号	2 0	3 2																																				
9 手当の受給	2 1	3 3																																				
10 障がいの状況	2 2	3 4																																				
11 その他番号法に規定する項目	2 3	3 5																																				
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成15年法律第27号）																																						

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 番号連携		部 課 名 各課共通																																				
		管理責任者 各課長																																				
		登録年月日 2017.6.12																																				
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 通年																																				
利用・提供先	名 称 地域福祉部障がい福祉課	利用・提供の方法 1 関 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 (業務システム、中間サーバ) 4 その他																																				
	業務の名称 経過的福祉手当 (特例的福祉手当)																																					
	管理責任者 地域福祉部障がい福祉課長	利用・提供の条件 利用目的外の利用を禁止する。 番号法に準拠する。																																				
利用・提供の目的又は理由 情報提供ネットワークシステムにより取得した特定個人情報を個人番号利用事務で利用するため。																																						
利用・提供の法令等の根拠 番号法第19条第7号及び第8号																																						
<table border="0"> <tr> <td>利用・提供に係る個人情報の項目</td> <td>1 2</td> <td>2 4</td> </tr> <tr> <td>1 氏名</td> <td>1 3</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>2 個人番号</td> <td>1 4</td> <td>2 6</td> </tr> <tr> <td>3 世帯主との続柄</td> <td>1 5</td> <td>2 7</td> </tr> <tr> <td>4 利用施設名</td> <td>1 6</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>5 納税額等</td> <td>1 7</td> <td>2 9</td> </tr> <tr> <td>6 金融機関名</td> <td>1 8</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>7 口座番号</td> <td>1 9</td> <td>3 1</td> </tr> <tr> <td>8 手当の受給</td> <td>2 0</td> <td>3 2</td> </tr> <tr> <td>9 障がいの状況</td> <td>2 1</td> <td>3 3</td> </tr> <tr> <td>10 その他番号法に規定する項目</td> <td>2 2</td> <td>3 4</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>2 3</td> <td>3 5</td> </tr> </table>			利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	2 4	1 氏名	1 3	2 5	2 個人番号	1 4	2 6	3 世帯主との続柄	1 5	2 7	4 利用施設名	1 6	2 8	5 納税額等	1 7	2 9	6 金融機関名	1 8	3 0	7 口座番号	1 9	3 1	8 手当の受給	2 0	3 2	9 障がいの状況	2 1	3 3	10 その他番号法に規定する項目	2 2	3 4	11	2 3	3 5
利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	2 4																																				
1 氏名	1 3	2 5																																				
2 個人番号	1 4	2 6																																				
3 世帯主との続柄	1 5	2 7																																				
4 利用施設名	1 6	2 8																																				
5 納税額等	1 7	2 9																																				
6 金融機関名	1 8	3 0																																				
7 口座番号	1 9	3 1																																				
8 手当の受給	2 0	3 2																																				
9 障がいの状況	2 1	3 3																																				
10 その他番号法に規定する項目	2 2	3 4																																				
11	2 3	3 5																																				
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成15年法律第27号）																																						

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 番号連携		部 課 名 各課共通																																					
		管理責任者 各課長																																					
		登録年月日 2017. 6. 12																																					
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 通年																																					
利用・提供先	名 称 地域福祉部障がい福祉課	利用・提供の方法 1 閲 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 (業務システム、中間サーバ) 4 その他																																					
	業務の名称 特別障害者手当																																						
	管理責任者 地域福祉部障がい福祉課長	利用・提供の条件 利用目的外の利用を禁止する。 番号法に準拠する。																																					
利用・提供の目的又は理由 情報提供ネットワークシステムにより取得した特定個人情報を個人番号利用事務で利用するため。																																							
利用・提供の法令等の根拠 番号法第19条第7号及び第8号																																							
<table border="0"> <tr> <td>利用・提供に係る個人情報の項目</td> <td>1 2 口座番号</td> <td>2 4</td> </tr> <tr> <td>1 氏名</td> <td>1 3 手当の受給</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>2 個人番号</td> <td>1 4 障がいの状況</td> <td>2 6</td> </tr> <tr> <td>3 世帯主との続柄</td> <td>1 5 その他番号法に規定する項目</td> <td>2 7</td> </tr> <tr> <td>4 加入健康保険</td> <td>1 6</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>5 取得医療証</td> <td>1 7</td> <td>2 9</td> </tr> <tr> <td>6 加入介護保険</td> <td>1 8</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>7 利用施設名</td> <td>1 9</td> <td>3 1</td> </tr> <tr> <td>8 自立支援給付</td> <td>2 0</td> <td>3 2</td> </tr> <tr> <td>9 納税額等</td> <td>2 1</td> <td>3 3</td> </tr> <tr> <td>1 0 公的扶助の受給</td> <td>2 2</td> <td>3 4</td> </tr> <tr> <td>1 1 金融機関名</td> <td>2 3</td> <td>3 5</td> </tr> </table>				利用・提供に係る個人情報の項目	1 2 口座番号	2 4	1 氏名	1 3 手当の受給	2 5	2 個人番号	1 4 障がいの状況	2 6	3 世帯主との続柄	1 5 その他番号法に規定する項目	2 7	4 加入健康保険	1 6	2 8	5 取得医療証	1 7	2 9	6 加入介護保険	1 8	3 0	7 利用施設名	1 9	3 1	8 自立支援給付	2 0	3 2	9 納税額等	2 1	3 3	1 0 公的扶助の受給	2 2	3 4	1 1 金融機関名	2 3	3 5
利用・提供に係る個人情報の項目	1 2 口座番号	2 4																																					
1 氏名	1 3 手当の受給	2 5																																					
2 個人番号	1 4 障がいの状況	2 6																																					
3 世帯主との続柄	1 5 その他番号法に規定する項目	2 7																																					
4 加入健康保険	1 6	2 8																																					
5 取得医療証	1 7	2 9																																					
6 加入介護保険	1 8	3 0																																					
7 利用施設名	1 9	3 1																																					
8 自立支援給付	2 0	3 2																																					
9 納税額等	2 1	3 3																																					
1 0 公的扶助の受給	2 2	3 4																																					
1 1 金融機関名	2 3	3 5																																					
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成15年法律第27号）																																							

22町地障第2346号
2022年11月30日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第2項の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（「障害福祉事務」）について

添付書類

- ・「障害福祉事務」特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	町田市 障害福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は障害福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市個人情報保護条例

第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害福祉事務
②事務の概要	町田市は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「児童福祉法」、「身体障害者福祉法」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 自立支援給付事務 ①障がい者に対する障害福祉サービスの支給決定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②自立支援医療の受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ③補装具費の受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ④申請者負担額が基準額を超過した場合の償還にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務 2 障害児サービス事務 ①障がい児に対する障害児通所支援及び障害福祉サービスの支給決定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②申請者負担額が基準額を超過した場合の償還にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務 3 身体障害者手帳事務 手帳の交付等にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 4 障害者手当事務 ①受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②手当の支給にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務
③システムの名称	・福祉総合システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

障害福祉ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98、101項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に障害福祉事務関係情報が含まれる項（8、16、20、26、53、56の2、57、85、87、108、116の項） (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の3 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項（10、11、12、16、20、53、108、109、110の項） 第1欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項（66、67、68、69、120の項） 第1欄（情報照会者）が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、事務の内容に特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報が含まれる項（121の項） (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2 (3)公金受取口座登録法 第2条第2項

5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	地域福祉部障がい福祉課、子ども生活部子ども発達支援課	
②所属長の役職名	地域福祉部障がい福祉課長、子ども生活部子ども発達支援課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:地域福祉部 障がい福祉課 電話:042-724-2136、042-724-2148、042-724-3089 FAX:050-3101-1653	194-0021 東京都町田市中町2-13-14 子ども生活部子ども発達支援課 042-726-6570 042-726-0454

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [O] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	・福祉システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・地域生活支援事業管理システム(表計算ソフト)	・福祉システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム	事後	
平成29年1月25日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の 8、11、12、34、46、47、84、98項	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の 8、11、12、34、46、47、84、98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38 条、60条、71条	事後	
平成29年1月25日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情 報が含まれる項 (16、26、56の2、57、87、116の項) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれ る項 (10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項の うち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が 含まれる項 (66、67、68、69、120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情 報が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の 項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務お よび情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれ る項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の 項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項の うち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が 含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務お よび情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37 条、38条、55条、55条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、52、56の2、57、85、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	叶内 昌志	櫻井 敦	事後	
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	地域福祉部障がい福祉課	地域福祉部障がい福祉課 子ども生活部子ども発達支援課	事後	
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	櫻井 敦	櫻井 敦 山之内 敦郎	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	I 関連情報 8特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:地域福祉部 障がい福祉課 電話:042-724-2136、042-724-2148、042-724-3089 FAX:050-3101-1653	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 194-0021 東京都町田市中町2-13-14 担当課:地域福祉部 障がい福祉課 子ども生活部子ども発達支援課 電話:042-724-2136、042-724-2148、042-724-3089 042-726-6570 FAX:050-3101-1653 042-726-0454	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3 知的障害者手帳(愛の手帳)事務 愛の手帳事務は東京都愛の手帳交付要綱によって交付された愛の手帳情報を管理・記録することである。	削除	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	櫻井 敦 山之内 敦郎	地域福祉部障がい福祉課長、子ども生活部子ども発達支援課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月18日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月18日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和4年3月16日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、52、56の2、57、85、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、53、56の2、57、85、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の3 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地域で暮らす障がい者の生活の質の向上のために、障害福祉サービスや手当、補装具費の支給、日常生活用具の給付等を行っている。以下の事務において、福祉システムに登録されている住所・氏名・生年月日・所得情報などの特定個人情報を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)に基づき取り扱う。 1 障害児サービス事務(児童福祉法) 児童福祉法に基づき、障がい児に対する障害福祉サービスの支給決定を行っている。 2 身体障害者手帳事務 身体障害者手帳事務は、身体障害者福祉法によって交付された身体障害者手帳情報を、管理・記録することである。 3 障害者手当事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、特別児童扶養手当の支給に関する法律施行規則、児童扶養手当・特別児童扶養手当法令通達集 平成15年版、障害児福祉手当、特別障害者手当の支給に関する省令に基づき手当の支給事務を行っている。 4 自立支援給付事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者に対する障害福祉サービスの支給決定および自立支援医療費の支給、自立支援医療受給者証の交付に関する事務を行っている。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によって支給される補装具費の支給事務を行っている。町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例によって支給される日常生活用具の支給事務を行っている。	町田市は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「児童福祉法」、「身体障害者福祉法」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 自立支援給付事務 ①障がい者に対する障害福祉サービスの支給決定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②自立支援医療の受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ③補装具費の受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ④申請者負担額が基準額を超過した場合の償還にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務 2 障害児サービス事務 ①障がい児に対する障害児通所支援及び障害福祉サービスの支給決定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②申請者負担額が基準額を超過した場合の償還にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務 3 身体障害者手帳事務 手帳の交付等にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 4 障害者手当事務 ①受給資格の認定にかかる申請・届出の受理及び審査に関する事務 ②手当の支給にかかる口座情報の届出の受理及び審査に関する事務	事前	
令和4年12月12日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の8、11、12、34、46、47、84、98、101項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、11条、12条、25条、37条、38条、60条、71条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(16、26、52、56の2、57、85、87、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 1 情報提供の根拠 (1)番号法別表第2 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害福祉事務関係情報が含まれる項(8、16、20、26、53、56の2、57、85、87、108、116の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第12条、19条、30条、31条、44条、59条の3 2 情報照会の根拠 (1)番号法別表第2 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(10、11、12、16、20、53、108、109、110の項) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、事務の内容に障害福祉事務関係情報が含まれる項(66、67、68、69、120の項) 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、事務の内容に特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報が含まれる項(121の項) (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第9条、10条、10条の2、12条、14条、27条、37条、38条、55条、55条の2 (3)公金受取口座登録法 第2条第2項	事前	

22町保予第4087号
2022年11月25日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「予防接種」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について

※変更の理由

予防接種に関する各種申請をオンライン化するため

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 予防接種		部 課 名 保健所保健予防課	
		管理責任者 保健所保健予防課長	
		登録年月日 1989.10.1 2003.1.20 2004.9.13 2009.12.14 2011.7.11 2014.3.10 2014.10.20 2016.3.14 2019.4.8 2021.3.8 2022.3.14 2022.10.17変更	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用		
記録廃棄の時期 5年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 伝染病の予防とまん延の防止	各課共通	番号連携	
	市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳、在留管理	
	市民部市民課	東日本大震災避難者支援(取りまとめ)	
対象となる個人の範囲 ① 予防接種対象者及びその保護者、親族 ② ①の内、予防接種助成対象者 ③ 予防接種関係医師 ④ 予防接種健康被害関係者 ⑤ 東日本大震災で被災し、市内に避難してこられた被災者 ⑥ 成年後見人	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	他市区町村予防接種担当課	予防接種業務	
	医療機関及び町田市医師会	予防接種業務	
	市区町村（地方公共団体情報システム機構経由）	個人番号を含む本人確認情報	
本人等への明示の方法 口頭	児童相談所	児童処遇	
記録の保管方法 ① 文書、電子媒体 ② キャビネット、書庫に保管	児童福祉施設	児童処遇	
	八王子市・日野市・多摩市・稲城市予防接種担当課	予防接種業務（子どもの定期予防接種相互乗り入れ）	
保管上の留意点 キャビネット、書庫に施錠	相模原市予防接種担当課	予防接種業務（子どもの定期予防接種相互乗り入れ）	
	他市区町村予防接種担当課	予防接種業務（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種）	
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・他市区町村に予防接種を依頼した場合、その結果を報告してもらうため。 ・医療機関から助成対象者の情報を提供してもらうため。 ・番号法第14条第2項に基づき住民基本台帳ネットワークで個人番号を含む本人確認情報を確認するため。 ・児童相談所や児童福祉施設から他市区町村における町田市民の予防接種を依頼されるため。 ・子どもの定期予防接種及び高齢者インフルエンザについて、南多摩5市における相互乗り入れを実施するため。 ・子どもの定期予防接種について、相模原市と相互乗り入れを実施するため。 ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、転入前の接種履歴が確認できない場合、前住所地に接種履歴を照会するため。		

(第1号様式2)

業務の名称 予防接種

部 課 名 保健所保健予防課

個人情報

記録の

項目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
② 個人番号	②は個人番号収集の際	2 支持政党	
③ 住所	の本人確認に使用する	3 宗教	
④ 性別	情報を含む。	4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日	⑤⑬については、予防	5	
⑥ 電話番号	接種対象者、保護者、親	6	
⑦ 本籍	族及び健康被害対象者	7	
⑧ 国籍	のみ。	8	
⑨ 世帯主との続柄	⑫については、予防接	9	
⑩ 親族関係	種スケジュールに関す	10	
⑪ 家庭環境等	る電子メールの配信希	11	
⑫ 電子メールアドレス	望者、小児の優先接種	12	
⑬ 住民異動年月日	希望者のみ。	13	
⑭ 死亡	⑯は渡航に伴い接種歴	14	
⑮ 住民記録システム注意情報	を証明する必要がある	15	
⑯ 渡航歴	ため。		
⑰ 成年後見	⑰は新型コロナウイルス		
⑱ 保護者	感染症に係る予防接		
	種券を成年後見人に送		
	付する場合のみ。		
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位	①については、予防接	2 勤務成績	
3 学歴	種助成対象者及びその	3 各種試験成績	
4 各種団体加入	保護者、親族のみ。	4 各種資格	
5 賞罰		5	
6 学籍		6	
⑦ 利用施設名		7	
8		8	
9		9	
10		10	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況	③⑤⑩については、予	② 病歴	①②③⑤⑥⑦について
③ 納税額等	防接種助成対象者及び	③ 障がいの状況	は、予防接種対象者、保
4 取引状況	その保護者、親族のみ。	4 容姿	護者、親族及び健康被害
⑤ 公的扶助の受給（本人負担	⑧⑨については健康被	⑤ 予防接種歴	対象者、予防接種助成対
の有無）	害関係者、予防接種助	⑥ 医療機関名	象者のみ。
6 各種貸付金	成対象者及びその保護	⑦ 病名	⑧については、予防接種
7 住居の間取り・図面	者、親族のみ。	⑧ 妊娠	助成対象者のみ。
⑧ 金融機関名	⑪は東日本大震災で被	⑨ 事故（けが）の状況	⑨⑩は予防接種事故損
⑨ 口座番号	災し、市内に避難して	⑩ 死亡の原因	害賠償補償対応時のみ
⑩ 助成金	こられた被災者のみ。	11	
⑪ 被災		12	
⑫ 示談の内容		13	
13		14	
14		15	
15			

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

部 課 名 保健所保健予防課

業務の名称

管理責任者 保健所保健予防課長

予防接種

登録年月日

システムの名称

オンライン行政手続サービス

コンピュータ処理等の目的

予防接種における各種申請を電子で行うことで、申請者の利便性向上を図るとともに、受付事務を効率的かつ正確に行うため。

コンピュータ処理等の条件

業務上必要のない項目は収集しない

IDカード、パスワードにより操作するものを限定する
スクリーンセーバーの利用

コンピュータ処理等をする

個人情報の項目

1 2

2 4

1 氏名

1 3

2 5

2 住所

1 4

2 6

3 生年月日

1 5

2 7

4 電話番号

1 6

2 8

5 世帯主との続柄

1 7

2 9

6 成年後見

1 8

3 0

7 保護者

1 9

3 1

8 利用施設名

2 0

3 2

9 医療機関名

2 1

3 3

1 0 予防接種歴

2 2

3 4

1 1

2 3

3 5

備 考

本システムには、町田市で利用しているSNS「LINE」の町田市公式アカウントから遷移します。「LINE」での個人情報の保有は行いません。

(第6号様式)

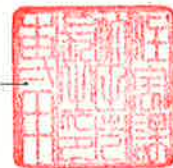
個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称		部 課 名 保健所保健予防課	
予防接種		管理責任者 保健所保健予防課長	
		登録年月日	
システムの名称 グラフアーススマート申請システム			
コンピュータ処理等の目的 予防接種における各種申請を電子で行うことで、申請者の利便性向上を図るとともに、受付事務を効率的かつ正確に行うため。			
コンピュータ処理等の条件 業務上必要のない項目は収集しない IDカード、パスワードにより操作するものを限定する スクリーンセーバーの利用			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 氏名	1 2	2 4	
2 住所	1 3	2 5	
3 生年月日	1 4	2 6	
4 電話番号	1 5	2 7	
5 世帯主との続柄	1 6	2 8	
6 電子メールアドレス	1 7	2 9	
7 成年後見	1 8	3 0	
8 保護者	1 9	3 1	
9 利用施設名	2 0	3 2	
1 0 医療機関名	2 1	3 3	
1 1 予防接種歴	2 2	3 4	
	2 3	3 5	
備 考			

22町都住第313号
2022年11月28日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈



個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 「マンション管理計画認定制度」業務の業務登録について
- 2 「空家等対策」業務における目的外利用及びコンピュータ処理等について

添付書類

- ・個人情報登録業務名設定票
- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報目的外利用登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

個人情報登録業務名設定票

部課名 都市づくり部住宅課[illegible]

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 マンション管理計画認定制度		部 課 名 都市づくり部住宅課	
		管理責任者 都市づくり部住宅課長	
		登録年月日	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☐ 目的外利用		
記録廃棄の時期	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 マンションの適正な維持管理を推進するため、一定の基準を満たす管理計画を持つマンションについて市が認定を行う。			
対象となる個人の範囲 申請者及び連絡先の欄に記載されている者 監事の欄に記載されている者			
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	一般社団法人 マンション管理業協会	マンション管理計画認定制度の申請添付書類	
本人等への明示の方法 口頭又は文書			
記録の保管方法 ①文書、電子媒体 ②キャビネット			
保管上の留意点 キャビネットに施錠			
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 認定審査において必要なため。		

(第1号様式2)

業務の名称 マンション管理計画認定制度

部 課 名 都市づくり部住宅課

個人情報
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号		2 支持政党	
③ 住所		3 宗教	
4 性別		4 趣味・嗜好	
5 生年月日		5	
⑥ 電話番号		6	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
9 世帯主との続柄		9	
10 親族関係		10	
11 家庭環境等		11	
⑫電子メールアドレス		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
② 地位		2 勤務成績	
3 学歴		3 各種試験成績	
④ 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	1 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況		2 病歴	
3 納税額等		3 障がいの状況	
4 取引状況		4 容姿	
5 公的扶助の受給		5	
6 各種貸付金		6	
7 住居の間取り・図面		7	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

部 課 名 都市づくり部住宅課

業務の名称
マンション管理計画認定制度

管理責任者 都市づくり部住宅課長

登録年月日

システムの名称
管理計画認定手続支援サービス

コンピュータ処理等の目的
公益財団法人 マンション管理センターの提供する管理計画認定手続支援サービスを利用することにより、マンション管理計画の認定業務を円滑に行うため。

コンピュータ処理等の条件
・オンラインによる画面検索のみ
・業務上不要な項目は収集しない。
・IDとパスワードを用い、操作者を業務担当者に限定する。
・スクリーンセーバーを利用する。

コンピュータ処理等をする 個人情報の項目	1 2	2 4
1 氏名	1 3	2 5
2 住所	1 4	2 6
3 電話番号	1 5	2 7
4 地位	1 6	2 8
5 団体加入	1 7	2 9
6 財産状況	1 8	3 0
7	1 9	3 1
8	2 0	3 2
9	2 1	3 3
1 0	2 2	3 4
1 1	2 3	3 5

備 考

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 マンション管理計画認定制度		部 課 名 都市づくり部住宅課	
		管理責任者 都市づくり部住宅課長	
システムの名称 電子メール		登録年月日	
コンピュータ処理等の目的 ・審査にあたって申請者及び一般社団法人マンション管理業協会から資料の提供を受けるため。 ・申請手数料の納付書を送付するため。			
コンピュータ処理等の条件 ・IDとパスワードを用い、操作者を業務担当者に限定する。 ・スクリーンセーバーを利用する。 ・受信したメールは、業務終了後速やかに削除する。 ・印字した電子メールの原稿は、業務終了後、溶解処理を行う。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 氏名	1 2	2 4	
2 住所	1 3	2 5	
3 電話番号	1 4	2 6	
4 電子メールアドレス	1 5	2 7	
5 地位	1 6	2 8	
6 団体加入	1 7	2 9	
7 財産状況	1 8	3 0	
8	1 9	3 1	
9	2 0	3 2	
1 0	2 1	3 3	
1 1	2 2	3 4	
	2 3	3 5	
備 考			

(第12号様式)

個人情報外部委託等登録票

		部 課 名 都市づくり部住宅課	
		管理責任者 都市づくり部住宅課長	
業務の名称 マンション管理計画認定制度		登録年月日	
		委託等の条件 ① 秘密の保持	
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者	名称及び所在地 公益財団法人 マンション管理センター		② 第三者への提供の禁止
	代 表 者 理事長		③ 指示目的以外の使用の禁止
	管理責任者 理事長		④ 事故発生時の報告
委託等の内容 マンション管理計画認定制度の認定業務を行うにあたり、マンション管理センターの管理計画認定手続支援サービスを利用する。		⑤ 再委託の禁止	
委託等の理由 認定業務を円滑に行うため。		⑥ 複写及び複製の禁止	
委託等の期間 通年		⑦ 情報の管理方法の指定	
		⑧ 職員による立入り調査	
		9 その他	
委託等に係る保有個人情報の項目 1 2 2 4			
1 氏名 1 3 2 5			
2 住所 1 4 2 6			
3 電話番号 1 5 2 7			
4 地位 1 6 2 8			
5 団体加入 1 7 2 9			
6 財産状況 1 8 3 0			
7 1 9 3 1			
8 2 0 3 2			
9 2 1 3 3			
1 0 2 2 3 4			
1 1 2 3 3 5			
備 考			

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 住民基本台帳		部 課 名 市民部市民課及び各市民センター
		管理責任者 市民部市民課長及び各市民センター長
		登録年月日
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 随時
利用・提供先	名 称 都市づくり部住宅課	利用・提供の方法 ① 閲 覧 ② 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等（業務システム） ④ その他
	業務の名称 空家等対策	
	管理責任者 都市づくり部住宅課長	利用・提供の条件 利用目的以外に利用しない
利用・提供の目的又は理由 空家等の所有者等を把握するため。		
利用・提供の法令等の根拠 空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項		
利用・提供に係る個人情報の項目		
1 2	2 4	
1 氏名	1 3	2 5
2 住所	1 4	2 6
3 生年月日	1 5	2 7
4 性別	1 6	2 8
5 住民異動年月日	1 7	2 9
6	1 8	3 0
7	1 9	3 1
8	2 0	3 2
9	2 1	3 3
1 0	2 2	3 4
1 1	2 3	3 5
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 空家等対策		部 課 名 都市づくり部住宅課	
		管理責任者 都市づくり部住宅課長	
		登録年月日	
システムの名称 住民記録システム			
コンピュータ処理等の目的 空家等の所有者を確認するため			
コンピュータ処理等の条件 1 オンラインによる画面検索のみ 2 業務上不必要な項目は収集しない 3 IDカード及びパスワードにより操作者を限定する。 4 スクリーンセーバーを使用する			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目		1 2	住民記録システム注意情報（画面表示のみ） 2 4
1 氏名	1 3		2 5
2 住所	1 4		2 6
3 性別（画面表示のみ）	1 5		2 7
4 生年月日	1 6		2 8
5 性別	1 7		2 9
6 国籍（日本人・外国人の別） （画面表示のみ）	1 8		3 0
7 世帯主との続柄（画面表示のみ）	1 9		3 1
8 住民異動年月日	2 0		3 2
9 異動事由（画面表示のみ）	2 1		3 3
1 0 出生（画面表示のみ）	2 2		3 4
1 1 死亡（画面表示のみ）	2 3		3 5
備 考			

(第1号様式1)

個人情報業務登録票 NO. 1

業務の名称 空家等対策		部 課 名 都市づくり部住宅課	
		管理責任者 都市づくり部住宅課長	
		登録年月日 2015. 5. 11、2015. 10. 19、2015. 12. 14 2016. 3. 14、2016. 12. 12、2017. 3. 13 2017. 7. 10、2020. 10. 12変更	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用		
記録廃棄の時期 5 年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 町田市内にある空家等に対して、所有者等による適切な管理を促進し、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用の促進を図ることを目的とする。 特定空家等に対する措置にあたり、有識者や市民の代表に諮問するために、特定空家等対策審議会を設置する。	各課	各業務	
	財務部資産税課	固定資産税・都市計画税賦課	
	防災安全部市民生活安全課	生活安全	
	市民部市民協働推進課	町内会・自治会	
	市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳	
	いきいき生活部介護保険課	介護保険給付管理	
	保健所生活衛生課	ねずみ・衛生害虫等環境衛生に関する苦情、相談、動物に関する苦情、相談	
対象となる個人の範囲 空家等の所有者（納税管理人、納税義務者を含む） 空家等の管理者 空家等の周辺住民 空家等の活用希望者 特定空家等対策審議会委員 意見を提出する市民 空家等解体工事の技術管理者	環境資源部環境共生課	外来生物防除	
	環境資源部環境共生課	あき地環境保全	
	環境資源部ごみ収集課	清掃指導	
	道路部道路管理課	道路機能の適正管理	
	都市づくり部建築開発審査課	違反建築物監察、建設リサイクル届出事務	
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
記録の保管方法 ①文書・電子媒体 ②キャビネット・書庫	東京都水道局	使用状況・使用量	
	電気供給事業者	使用状況・使用量	
	ガス供給事業者	使用状況・使用量	
保管上の留意点 キャビネット・書庫に施錠する。	空家等対策に関連する事業者	空家等に係る情報提供	
	空家等の周辺住民	空家等に係る情報提供	
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項 「空家等対策に関連する事業者」とは、町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例第2条第3号に規定する事業者をいう。 ・アンケートの調査結果を共有するため。		

(第1号様式1)

個人情報業務登録票 NO. 2

業務の名称 空家等対策		部 課 名 都市づくり部住宅課	
		管理責任者 都市づくり部住宅課長	
		登録年月日	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時		収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期 5年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的		下水道部下水道経営総務課	下水道使用料徴収
		下水道部下水道整備課	浄化槽設置状況管理、指導 し尿くみ取り
対象となる個人の範囲			
本人等への明示の方法		◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
		機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
記録の保管方法		東京都都市整備局住宅政策 推進部住宅政策課	空家等の所有者アンケートの調査結果
保管上の留意点			
備 考		本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他	

(第1号様式2)

業務の名称 空家等対策

部 課 名 都市づくり部住宅課

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
個人情報	① 氏名	⑰ 相続人	1 主義・主張
	2 個人番号	⑱ 納税管理人	2 支持政党
	③ 住所	⑲ 連帯保証人	3 宗教
	4 性別	⑳ 住民記録システム注意	4 趣味・嗜好
	⑤ 生年月日	情報	⑤ 苦情・相談の内容
	⑥ 電話番号		⑥ 意見
	⑦ 本籍	☆収集の目的	7
	8 国籍	㉑は、空家等の活用希望者から収集	8
	⑨ 世帯主との続柄	⑳は、相続放棄の事実を含む	9
	⑩ 親族関係		10
	11 家庭環境等		11
	⑫ 電子メールアドレス		12
	⑬ 住民異動年月日		13
	⑭ 死亡		14
	⑮ 筆頭者		15
	⑯ 成年後見		
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
報告記録の項目	① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績
	② 地位	①は、空家等の活用希望者のみ収集	2 勤務成績
	3 学歴	②は町内会・自治会長のみ収集	3 各種試験成績
	④ 各種団体加入	⑥は、空家等の所有者が施設等に入所している場合に収集	④ 各種資格
	5 賞罰		⑤ 調査結果
	⑥ 利用施設名		6
	7		7
	8		8
	9		9
	10		10
	11		11
	12		12
	13		13
	14		14
	15		15
	(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目
項目	① 収入状況	⑰ 浄化槽維持・管理の状況	1 健康状況
	② 財産状況	⑱ し尿くみ取りの状況	2 病歴
	③ 納税額等		3 障がいの状況
	④ 取引状況	☆収集の目的	4 容姿
	5 公的扶助の受給		5
	6 各種貸付金	①は、空家等の活用希望者のみ収集	6
	⑦ 住居の間取り・図面		7
	⑧ 金融機関名	⑧、⑨は審議会委員報酬及び利活用助成金の支払いのため	8
	⑨ 口座番号		9
	⑩ 使用水量	⑯は、空家等に関する苦情・相談を収集	10
	⑪ 公共料金		11
	⑫ 土地の状況		12
	⑬ 建物の状況		13
	⑭ 道路の状況		14
	⑮ 下水道使用の有無		15
	⑯ 苦情・相談の内容		

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 住民基本台帳		部 課 名 市民部市民課及び各市民センター
		管理責任者 市民部市民課長及び各市民センター長
		登録年月日
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 随時
利用・提供先	名 称 都市づくり部住宅課	利用・提供の方法 ① 閲 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等（業務システム） 4 その他
	業務の名称 空家等対策	
	管理責任者 都市づくり部住宅課長	利用・提供の条件 利用目的以外に利用しない
利用・提供の目的又は理由 空家等の所有者等を把握するため。		
利用・提供の法令等の根拠 空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項		
利用・提供に係る個人情報の項目		
1 2	2 4	
1 氏名	1 3	2 5
2 住所	1 4	2 6
3 生年月日	1 5	2 7
4 性別	1 6	2 8
5 住民異動年月日	1 7	2 9
6 死亡	1 8	3 0
7 住民記録システム注意情報	1 9	3 1
8	2 0	3 2
9	2 1	3 3
1 0	2 2	3 4
1 1	2 3	3 5
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 空家等対策		部 課 名 都市づくり部住宅課	
		管理責任者 都市づくり部住宅課長	
		登録年月日	
システムの名称 住民記録システム			
コンピュータ処理等の目的 空家等の所有者を確認するため			
コンピュータ処理等の条件 1 オンラインによる画面検索のみ 2 業務上不必要な項目は収集しない 3 IDカード及びパスワードにより操作者を限定する。 4 スクリーンセーバーを使用する			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 氏名	1 2	2 4	
2 住所	1 3	2 5	
3 性別	1 4	2 6	
4 生年月日	1 5	2 7	
5 国籍（日本人・外国人の別） （画面表示のみ）	1 6	2 8	
6 世帯主との続柄（画面表示のみ）	1 7	2 9	
7 住民異動年月日	1 8	3 0	
8 異動事由（画面表示のみ）	1 9	3 1	
9 出生（画面表示のみ）	2 0	3 2	
10 死亡	2 1	3 3	
11 住民記録システム注意情報	2 2	3 4	
	2 3	3 5	
備 考			